

栗東市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定に基づき執行した随時監査（工事監査）の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和8年2月26日

栗東市監査委員 大橋 慎一

栗東市監査委員 梶原 美保

随時監査（工事監査）結果

1. 監査の種類 随時監査（地方自治法第199条第1項及び第5項）
2. 監査の根拠 栗東市監査委員監査基準に準拠し、実施した。
3. 監査の対象 工事名 栗東芸術文化会館さきら小ホール音響設備改修工事
主管課 教育部 スポーツ・文化振興課
4. 監査実施日 令和8年 2月10日

5. 監査の着眼点と実施内容

本市が発注する工事の設計、契約及び施工等が適正に行われているかを主眼とし実施した。実施にあたっては、関係書類の調査及び関係職員から説明を聴取するとともに、工事現場の実地調査を行った。

6. 監査の結果

関係課から提出があった工事監査資料に基づき、関係課から工事概要等の報告を受け、現地での施工状況を確認した結果、概ね良好であると認められた。

今後も工事の設計及び施行にあたって技術の向上を図り、経済性及び安全性にも配慮し適正な施工管理に努められるよう求めます。